

電気需給約款【低圧】

2026年3月1日変更

小売電気事業者 株式会社パルシステム電力

電気需給約款

目次

| | |
|---|----|
| 電気需給約款【低圧】 | 1 |
| I 総則 | 4 |
| 1 適用 | 4 |
| 2 定義 | 4 |
| 3 本約款の変更 | 5 |
| 4 単位および端数処理 | 6 |
| 5 実施細目 | 6 |
| II 契約の申込み | 6 |
| 6 需給契約の申込み | 6 |
| 7 需給契約の成立および契約期間 | 6 |
| 8 需要場所および電気需給契約の単位 | 7 |
| 9 供給の開始 | 7 |
| 10 承諾の限界 | 7 |
| III 契約種別および料金 | 7 |
| 11 契約種別 | 7 |
| IV 料金の算定および支払い | 7 |
| 12 料金の適用開始の時期 | 7 |
| 13 検針日 | 7 |
| 14 料金の算定期間 | 8 |
| 15 使用電力量の計量 | 8 |
| 16 料金の算定 | 8 |
| 17 日割計算 | 8 |
| 18 料金の支払義務および支払期日 | 8 |
| 19 料金その他の支払方法 | 8 |
| 20 延滞利息 | 9 |
| V 使用および供給 | 9 |
| 21 適正契約の保持 | 9 |
| 22 需要場所への立入りによる業務の実施 | 9 |
| 23 電気の使用にともなうお客様の協力 | 10 |
| 24 違約金 | 10 |
| 25 損害賠償の免責 | 10 |
| 26 設備の賠償 | 10 |
| VI 契約の変更および終了 | 11 |
| 27 需給契約の変更 | 11 |
| 28 名義の変更 | 11 |
| 29 需給契約の廃止 | 11 |
| 30 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 | 11 |
| 31 解約等 | 12 |
| 32 需給契約消滅後の債権債務関係 | 12 |
| VII 供給方法および工事 | 12 |
| 33 需給地点および施設 | 12 |
| 34 計量器等の取付け | 12 |
| 35 電流制限器等の取付け | 13 |
| VIII 工事費の負担 | 13 |
| 36 供給設備の工事費負担金 | 13 |
| 37 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け | 13 |
| IX 保安 | 14 |
| 38 調査に対するお客様の協力 | 14 |

| | | |
|----|--------------------|----|
| 39 | 保安に対するお客様の協力 | 14 |
| X | その他 | 14 |
| 40 | 反社会的勢力の排除 | 14 |
| 41 | 信用情報の共有 | 15 |
| 42 | 管轄裁判所 | 15 |
| 附 | 則 | 16 |
| 別 | 表 | 17 |

I 総則

1 適用

- (1) この電気需給約款【低圧】(以下「本約款」といいます。)は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、原則としてパルシステムグループの組合員に対して、当社が低圧で電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (3) 本約款は、一般送配電事業者たる東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社および中部電力パワーグリット株式会社の供給区域に適用いたします。
ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 需要場所

一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要場所をいいます。

(3) 検針日

一般送配電事業者が託送供給等約款に定める検針日をいいます。

(4) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(5) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6) 一般送配電事業者

経済産業大臣から一般送配電事業を営む許可を受けた者であり、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う者をいいます。

(7) 託送供給等約款

一般送配電事業者が、自社の送配電設備を小売電気事業者等が利用する場合の料金等の供給条件を定めたものをいいます。

(8) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(9) 契約主開閉器

契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、お客

さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(10) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(11) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(12) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(15) 旧一般電気事業者

東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社をいいます。

3 本約款の変更

(1) 当社は、託送供給等約款が改定された場合、関係法令、条例、規則等の改正により本約款等の変更の必要が生じた場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することができます。この場合には、当社は、あらかじめ変更後の本約款および変更の効力発生日を、当社のホームページへの掲載その他の当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)でお知らせいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によるものとします。

(2) 本約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適當と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明およ

び契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめご承諾いただきます。

4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまがパルシステム電力と需給契約を希望する場合で、パルシステムグループの生協に加入されていないときは、お客さまの住居を供給エリアとするパルシステムグループの生協にあらかじめ加入していただきます。
- (2) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 当社は法令、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電気需給契約の申し込みを承諾できない場合があります。
- (3) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日まで

といたします。

8 需要場所および電気需給契約の単位

- (1) 当社は、一般送配電事業者の定める基準に従い、需要場所を定めるものとします。
- (2) 当社は原則として、電気の1需要場所について1契約種別を適用して、1電気需給契約を結びます。

9 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、供給準備その他必要な手続きを経たのち、以下の(2)(3)に定める需給開始日より電気を供給いたします。ただし、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。
- (3) 引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合は、その使用を開始した日とします。

10 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む)他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

III 契約種別および料金

11 契約種別

契約種別および料金は、別表1(契約種別)のとおりといたします。

IV 料金の算定および支払い

12 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合には、この限りではありません。

13 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または、検針を行なったものとされる日といたします。

14 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

15 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(需給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力会社からの当社への通知)があった検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表7(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

16 料金の算定

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- (1) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合
- (2) 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合

17 日割計算

- (1) 16(料金の算定)(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
また、16(料金の算定)(2)の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (2) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

18 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、本約款第16条(1)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また需給契約が終了した場合は、終了日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、原則、加入生協の定める支払期日といたします。

19 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、ご加入の生協によって定められ

た支払い方法により、お支払いいただきます。

20 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

21 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

22 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社および一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査
- (2) 39(保安に対するお客さまの協力)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 29(需給契約の廃止)または31(解約等)により必要な処置
- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

23 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- 二 著しい高周波または高調波を発生する場合ホその他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、
(1)に準ずるものといたします。

24 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

25 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 31(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

26 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合

修理費

- (2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

27 需給契約の変更

- (1) お客様が電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また、契約種別等の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は変更された税率にもとづき本約款を変更いたします。この場合の本約款の変更に関する手続は「3（本約款の変更）」に準じます。

28 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、これまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるすることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。

29 需給契約の廃止

- (1) お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適切な処置を行ないます。
- (2) 需給契約は、31(解約等)および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (3) 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客様と当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

30 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

- (1) お客様が契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合、また

は契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合において、当社が託送約款等に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

- (2) お客様が電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送約款等に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

31 解約等

お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客様について電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には解約の15日前までに通知いたします。

- (1) お客様が、本約款第29条(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (2) 支払期日から、ご加入の生協により定められた日数を経過してもお客様が料金を支払われない場合
- (3) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合
- (4) お客様がその他本約款に違反した場合
- (5) お客様がパルシステムグループの生協を脱退した場合

32 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

33 需給地点および施設

電気の需給地点(電気の需給が行われる地点をいいます)は、託送供給等約款における供給地点といたします。

34 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。)、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。)および区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客様の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客様の希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所(原則として屋外といたします。)とし、お客様と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客様と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することができます。この場合には、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

35 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客様から無償で提供していただきます。
- (3) お客様の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

VIII 工事費の負担

36 供給設備の工事費負担金

お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送約款等に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客様にその負担金を支払っていただきます。

37 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契

約を廃止または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者から請求された費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保安

38 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社または一般送配電事業者は、託送約款等にもとづき調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

39 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認められた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

X その他

40 反社会的勢力の排除

お客さまは、自己(自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は事前に通知せずに当該お客さまとの電気需給契約を解除することができるものとします。この場合当該お客さまに損害が生じた場合でも、当

社は一切責任を負わないものとします。

41 信用情報の共有

当社は、お客様が 31(解約等) (2) または(3)に該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需
要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

42 管轄裁判所

お客様との電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第 1 審の専属
的合意管轄裁判所とします。

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は、2016年4月1日から実施いたします。

本約款は、2026年3月1日から変更し実施いたします。

別 表

1. 契約種別は、次のとおりといたします。

(1) 「発電産地応援プランA」

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流 単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、東北電力エリアおよび東京電力エリアでは標準周波数 50 ヘルツ、中部電力エリアでは標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

(π) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金(発電産地応援金を含む)、電力量料金、別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 3(市場価格調整)(5)によって算定された市場価格調整額、別表 4(電力調達調整)(1)ロによって算定された電力調達調整額、別表 5(託送料金)(2)によって算定された託送料金および別表 6(容量拠出金相当額)(2)によって算定された容量拠出金相当額の合計といたします

(イ) 基本料金(発電産地応援金を含む)

基本料金(発電産地応援金を含む)は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

東北電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|--------------|---------------|---------------|
| 契約電流 10 アンペア | 185 円 00 錢 | 203 円 50 錢 |
| 契約電流 15 アンペア | 277 円 50 錢 | 305 円 25 錢 |
| 契約電流 20 アンペア | 370 円 00 錢 | 407 円 00 錢 |
| 契約電流 30 アンペア | 555 円 00 錢 | 610 円 50 錢 |
| 契約電流 40 アンペア | 740 円 00 錢 | 814 円 00 錢 |
| 契約電流 50 アンペア | 925 円 00 錢 | 1, 017 円 50 錢 |
| 契約電流 60 アンペア | 1, 111 円 00 錢 | 1, 221 円 00 錢 |

東京電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|--------------|------------|------------|
| 契約電流 10 アンペア | 130 円 00 錢 | 143 円 00 錢 |
| 契約電流 15 アンペア | 195 円 00 錢 | 214 円 50 錢 |
| 契約電流 20 アンペア | 260 円 00 錢 | 286 円 00 錢 |
| 契約電流 30 アンペア | 390 円 00 錢 | 429 円 00 錢 |
| 契約電流 40 アンペア | 520 円 00 錢 | 572 円 00 錢 |
| 契約電流 50 アンペア | 650 円 00 錢 | 715 円 00 錢 |
| 契約電流 60 アンペア | 780 円 00 錢 | 858 円 00 錢 |

中部電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|--------------|------------|------------|
| 契約電流 10 アンペア | 145 円 00 錢 | 159 円 50 錢 |
| 契約電流 15 アンペア | 217 円 50 錢 | 239 円 25 錢 |
| 契約電流 20 アンペア | 290 円 00 錢 | 319 円 00 錢 |
| 契約電流 30 アンペア | 435 円 00 錢 | 478 円 50 錢 |
| 契約電流 40 アンペア | 580 円 00 錢 | 638 円 00 錢 |
| 契約電流 50 アンペア | 725 円 00 錢 | 797 円 50 錢 |
| 契約電流 60 アンペア | 870 円 00 錢 | 957 円 00 錢 |

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

東北電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---|-----------|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 8 円 79 錢 | 9 円 67 錢 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 14 円 93 錢 | 16 円 42 錢 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 18 円 52 錢 | 20 円 37 錢 |

東京電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---|-----------|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 11 円 27 銭 | 12 円 40 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 27 銭 | 19 円 00 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 20 円 99 銭 | 23 円 09 銭 |

中部電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---|-----------|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 11 円 77 銭 | 12 円 95 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 15 円 84 銭 | 17 円 42 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 18 円 52 銭 | 20 円 37 銭 |

(ハ) 発電産地応援金

基本料金に含まれる発電産地応援金は、1月につき次のとおりといたします。

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---------|------------|------------|
| 1 契約につき | 100 円 00 銭 | 110 円 00 銭 |

(二) 最低月額料金

(イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表5(託送料金)(2)によって算定された託送料金の合計といたします。

東北電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---------|------------|------------|
| 1 契約につき | 206 円 00 銭 | 226 円 60 銭 |

東京電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---------|------------|------------|
| 1 契約につき | 209 円 70 銭 | 230 円 67 銭 |

中部電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---------|------------|------------|
| 1 契約につき | 195 円 00 銭 | 214 円 50 銭 |

(2) 「発電産地応援プランC」

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

口 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、東北電力エリアおよび東京電力エリアでは標準周波数 50 ヘルツ、中部電力エリアでは標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、託送供給等約款に準じます。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、託送供給等約款によって総容量を定めます。

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、託送供給等約款が定める算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金（発電産地応援金を含む），電力量料金，別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，別表3（市場価格調整）(5)によって算定された市場価格調整額，別表4（電力調達調整）(1)口によって算定された電力調達調整額，別表5（託送料金）(2)によって算定された託送料金および別表6（容量拠出金相当額）(2)によって算定された容量拠出金相当額の合計といたします。

(イ) 基本料金(発電産地応援金を含む)

基本料金(発電産地応援金を含む)は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

東北電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|--------------------|------------|------------|
| 契約容量 1キロボルトアンペアにつき | 185 円 00 錢 | 203 円 50 錢 |

東京電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|--------------------|------------|------------|
| 契約容量 1キロボルトアンペアにつき | 130 円 00 錢 | 143 円 00 錢 |

中部電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|--------------------|------------|------------|
| 契約容量 1キロボルトアンペアにつき | 145 円 00 錢 | 159 円 50 錢 |

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

東北電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---|-----------|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 8 円 79 錢 | 9 円 67 錢 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 14 円 93 錢 | 16 円 42 錢 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 18 円 52 錢 | 20 円 37 錢 |

東京電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---|-----------|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 11 円 27 錢 | 12 円 40 錢 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 27 錢 | 19 円 00 錢 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 20 円 99 錢 | 23 円 09 錢 |

中部電力エリアの場合

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---|-----------|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 11 円 77 銭 | 12 円 95 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 15 円 84 銭 | 17 円 42 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 18 円 52 銭 | 20 円 37 銭 |

(ハ) 発電産地応援金

基本料金に含まれる発電産地応援金は、1月につき次のとおりといたします。

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|---------|------------|------------|
| 1 契約につき | 100 円 00 銭 | 110 円 00 銭 |

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

イ 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

3. 市場価格調整

(1) 平均市場単価の算定

平均市場単価は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が公表するスポット取引(「JEPX 取引規程第 3 条第 1 項」に定める翌日取引をいいます。)におけるエリアプライスの月間平均値とともに、平均市場単価算定期間の 3 ヶ月間の平均値を供給エリアごとに算定いたします。なお、平均市場単価は、消費税相当額を含まない価格です。また、平均市場単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入いたします。

(2) エリアプライスの適用

供給エリアに応じて適用するエリアプライスは、JEPX が公表する値とし、次のとおりといたします。

| 供給エリア | 適用するエリアプライスの名称 |
|---------|----------------|
| 東北電力エリア | エリアプライス東北 |
| 東京電力エリア | エリアプライス東京 |
| 中部電力エリア | エリアプライス中部 |

(3) 市場価格調整単価

供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの基準上限市場単価及び基準下限市場単価は次のとおりといたします。

| 供給エリア | 基準上限市場単価 | 基準下限市場単価 |
|---------|-----------|-----------|
| 東北電力エリア | 17 円 00 錢 | 11 円 00 錢 |
| 東京電力エリア | 17 円 00 錢 | 11 円 00 錢 |
| 中部電力エリア | 17 円 00 錢 | 11 円 00 錢 |

市場価格調整単価は、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場単価にもとづき、次のとおりといたします。

なお、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準下限市場単価以上となり、かつ、基準上限市場単価以下となる場合の市場価格調整単価は、零円といたします。

また、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る税率をいいます。市場価格調整単価の単位は 1 錢とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロワット時当たりの平均市場単価が基準下限市場単価未満となる場合、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{供給エリアに応じた平均市場単価} - \text{基準下限市場単価})$$

$$\times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準上限市場単価を超える場合、次の算式によつて算定された値といたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{供給エリアに応じた平均市場単価} - \text{基準上限市場単価})$$

$$\times (1 + \text{消費税率})$$

(4) 市場価格調整単価の適用

平均市場単価算定期間の(3)によって算定された市場価格調整単価は、対応する市場価格調整単価適用期間に使用される使用電力量に適用し、次のとおりといたします。なお、適用開始日は本約款適用開始後、最初の検針日からといたします。

| 平均市場単価算定期間 | 市場価格調整単価適用期間 |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 毎年 1月 1日から 3月末日までの期間 | その年の 4月の検針日から 5月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 2月 1日から 4月末日までの期間 | その年の 5月の検針日から 6月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 3月 1日から 5月末日までの期間 | その年の 6月の検針日から 7月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 4月 1日から 6月末日までの期間 | その年の 7月の検針日から 8月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 5月 1日から 7月末日までの期間 | その年の 8月の検針日から 9月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 6月 1日から 8月末日までの期間 | その年の 9月の検針日から 10月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 7月 1日から 9月末日までの期間 | その年の 10月の検針日から 11月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年 8月 1日から 10月末日までの期間 | その年の 11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 9月 1日から 11月末日までの期間 | その年の 12月の検針日から 翌年の 1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 10月 1日から 12月末日までの期間 | 翌年の 1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 11月 1日から 翌年の 1月末日までの期間 | 翌年の 2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年 12月 1日から 翌年の 2月末日までの期間 | 翌年の 3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間 |

(5) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(3)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(6) 市場価格調整単価のお知らせ

当社は、当社が適当と判断した方法により、市場価格調整単価をお客さまにお知らせいたします。

4. 電力調達調整

(1) 電力調達調整額

イ 電力調達調整単価

供給エリアに応じて当社が定める単価といたします。

ロ 電力調達調整額

従量電灯の場合

電力調達調整額は、その 1 月の使用電力量にイの電力調達調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電力調達調整単価のお知らせ

当社は、当社が適当と判断した方法により、電力調達調整単価をお客さまにお知らせいたします。

5. 託送料金

(1) 託送料金単価

託送料金単価は各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める接続送電サービス料金の基本料金および電力量料金単価といたします。

イ 託送基本料金

託送基本料金は、契約電流および契約容量による単価といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の託送基本料金は、半額といたします。

ロ 託送電力量料金

託送電力量料金は、1 kWhに対する単価といたします。

(2) 託送料金

託送料金は、(1) イ 託送基本料金およびその1月の使用電力量に(1) ロ 託送電力量料金を適用し算定された料金の合算といたします。なお、託送料金の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入いたします。また、託送料金には法律で定められた賠償負担金相当額、廃炉円滑化負担金相当額、および電源開発促進税を含んでおります。

(3) 託送料金の適用開始日

2024年4月1日から開始いたします。

(4) 託送料金単価のお知らせ

当社は、当社が適当と判断した方法により、託送料金単価をお客さまにお知らせいたします。

6. 容量拠出金相当額

(1) 容量拠出金単価

電力広域的運営推進機関より通知された容量市場における供給力の確保に係る拠出金の当社負担金額を、当社需要家への計画供給量(kWh)から1kWhあたりの単価を算定いたします。なお、当社負担金額は年度ごとに変わることから容量拠出金単価は毎年算定いたします。また、計画供給量と実供給量の差異により発生した当社負担金額と容量拠出金相当額との差額については翌年度の容量拠出金単価にて調整いたします。

$$\text{容量拠出金単価 (1kWh)} = \frac{\text{容量拠出金当社負担額}}{\text{当社需要家への計画供給量 (kWh)}}$$

(2) 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、その1月の使用電力量に(1)によって算定された容量拠出金単価を適用して算定いたします。なお、容量拠出金の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入いたします。

(3) 容量拠出金単価のお知らせ

当社は、当社が適當と判断した方法により、容量拠出金単価をお客さまにお知らせいたします。

7. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \begin{array}{l} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{array}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \begin{array}{l} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{array}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{array}{l} \text{協定の対象と} \\ \text{なる期間の日数} \end{array}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、34(計量器等の取付け)に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客様の申出により測定したときは、申出日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見日の属する月

8. 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金(発電産地応援金を)含む、または最低月額料金の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

イ 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

9. 口座振替割引

イ 適用範囲

当社電気の供給を受け、料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法(以下「口座振替」といいます。)により支払われるお客様まで、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

ロ 契約の成立

口座振替割引は、お客様の指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客様の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ハ 料金

各月の料金は、電気料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、当該月における口座振替割引額は、電気料金として算定された金額を上回らないものといたします。また、その1月の料金がお客様の指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかつた場合は、当社は、次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。

| | 税抜価格 | 税込価格 |
|--------|------|------|
| 1契約につき | 50円 | 55円 |

10. 当社の取次業者

生活協同組合パルシステム東京
生活協同組合パルシステム神奈川
生活協同組合パルシステム千葉
生活協同組合パルシステム埼玉
生活協同組合パルシステム茨城 栃木
生活協同組合パルシステム山梨 長野
生活協同組合パルシステム群馬
生活協同組合パルシステム福島
生活協同組合パルシステム静岡
生活協同組合パルシステム新潟ときめき
生活協同組合あいコープみやぎ